

## 土砂災害の避難指示等の基準

区 分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	1～2のいずれかに該当した場合 1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	1～5のいずれかに該当した場合 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	（災害が切迫） 1～3のいずれかに該当した場合 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合（災害発生を確認） 3 土砂災害の発生が確認された場合

注：上記は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災）・令和3年5月）を参考に作成

### 1 - 2. 土砂災害の前兆現象

状況	現象の内容
直前	異常なおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のにおい等）がする。
	溪流の流水が急激に濁り、流木などが混ざっている
	降雨が続いているにも係らず、溪流の水位が急に減少しはじめる（上流に崩壊が発生し流れが止められている危険があるため）
	異様な山鳴りや地鳴りがする
	斜面に亀裂、はらみができる
数時間前	溪流付近の斜面が崩壊したり、落石などが発生している音がする
	立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる
	斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路・トンネル等のクラック
	小石等の落石
	新しい湧水の発生
	湧水の濁り、溪流の流水の異常な濁りの発生